

令和8年1月9日

## 岡崎警察署からのお知らせ

# 鎌などの刃物を使った 農機具を持ち歩く際の お願ひです！

鎌など農作業で使用する刃物を  
ケースなどに収納せず、そのまま持ち  
運び通報されるケースがみられます。

「自宅から畠まで近いから」などと  
考えて安易に持ち歩かず、収納ケース  
や袋に入れるなど、周囲に誤解を招か  
ないような方法で持ち運んでください。

また、農作業以外では持ち歩かない  
ようにしてください。



※ 業務や正当な理由がある場合を除き、包丁や鎌など  
刃物の携帯は法律で禁止されています。

岡崎警察署 0564-58-0110